



北海道
旭川市消防本部



地域における予防行政の 向上・均一化のための取組 ～道北地域予防実務研修の実施等～

事例類型 I 実効性向上 / II 高度化・専門化 /
IV 他団体との連携 / V 人材育成

取組期間 平成28年2月から

背景

住民生活の安全・安心を確保するための根幹となる行政サービス、とりわけ、消防法に基づく予防行政(規制行政)は、公平・公正に執行されるべき性質のものであり、決して地域差があってはならないものであるが、違反是正に関しては大きな地域差が存在している。また、大規模消防本部と中小規模消防本部とでは予防行政遂行能力の格差が大きい点、中小規模消防本部では人員確保面・予算面の制約がある点を踏まえると、消防本部ごとの格差是正と全ての消防組織の予防行政遂行能力の向上が、当面の重要課題である。

道北地域の消防本部においても、当消防本部を除く全てが人口規模20万人未満の消防本部であり、違反是正実務研修制度の対象となっていない。一方で、中には重大違反のある特定防火対象物が管内に存在する消防本部もあることから、地域全体で違反是正担当職員の養成など予防体制を整えること、そして、地域内における予防行政の向上・均一化を図ることが喫緊の課題であった。

内容

1. 道北地域予防実務研修

旭川市消防本部を除く道北地域11消防本部(46市町村)の予防担当職員を対象に、旭川市消防本部において、各消防本部が希望する期間・内容の予防実務研修を実施した。(要項・研修スケジュールの一例)

- **研修期間**
1日～16日間
- **研修実績**
平成28年度～39人・延べ106日間
平成29年度～60人・延べ181日間
- **研修内容(主なもの)**
防火対象物の査察業務、違反処理実務
消防同意業務、消防用設備等の設置時検査・指導業務
危険物施設に関する許認可・立入検査・指導業務
予防情報の取扱い(情報公開・個人情報保護制度、法令等に基づく照会等)
- **研修受講手続**
派遣元からの依頼(研修期間のひと月前まで)に基づき、旭川市消防長が承認する。
- **費用負担**
旅費、時間外勤務手当等の人件費については、派遣元消防本部が負担する。
資料等の作成費、講師等については、旭川市消防本部が負担する。



●実務研修座学の様子

2. 予防事務担当者会議

道北地域12消防本部における予防関係情報の共有化及び予防担当職員間の連携強化を図ることを目的として担当者会議を発足させた。各消防本部の予防担当職員が参加し、法令改正への対応や違反是正事例など各消防本部における予防事務に関する取組の発表や各種情報提供、また、照会事項に対する意見交換等を行った。

- ・第1回～平成28年2月25日実施 参加人数79人
- ・第2回～平成29年2月28日実施 参加人数80人
- ・第3回～平成30年2月15日実施 参加人数84人

3. 違反是正業務支援

旭川市消防本部の予防担当職員(違反是正支援アドバイザーなど)が、各消防本部の違反是正を支援するもので、違反処理を行う際の相談支援を随時行ったほか、実況見分などの違反調査に同行する技術支援(1件)を行った。

成果

1. 道北地域予防実務研修

危険物施設の許認可・検査、消防同意、消防用設備等の着工審査・設置時検査、防火対象物の立入検査、違反処理要領などは、道北地域内におけるレベルの向上・均一化が進んでおり、違反処理により重大違反が是正されるという大きな成果に結びついている。

2. 予防事務担当者会議

道北地域内における予防関係情報の共有化及び連携強化が図られた。特に、違反処理事例の発表はほかの消防本部の刺激となり、違反是正に対する意識が高まっている。

3. 違反是正業務支援

相談支援については、広く積極的に活用されている。
技術支援については、大雪消防組合消防本部の長年の懸案であった大規模なホテルの重大違反(屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の重大な機能障害)の違反処理に際し、事前打合せ、違反調査(実況見分・質問録取)の同行などを行った結果として、警告書の交付、そして、違反是正という大きな成果に結びついている。



●予防事務担当者会議



●違反是正業務支援における実況見分の同行風景

選考委員のコメント

道北地域の中小規模消防本部全体の予防行政力向上に取り組む素晴らしい事例である。参加しやすい条件を整えた研修会の開催に加え、予防事務担当者会議の開催や是正業務支援など、積極的な取組は高く評価され、全国の他地域においても大いに参考となる事例と考えられる。